

年金記録確認第三者委員会報告書の概要

第三者委員会の活動状況の概要

【受付】

- これまで約 23 万件の年金記録確認の申立てを受付
- 「ねんきん特別便」を契機とした申立ての受付は 22 年度の早い段階でほぼ終了。22 年度以降は「ねんきん定期便」を契機とした申立てが中心
- 再申立件数は年々増加。第三者委員会の判断に関連した訴訟も発生
- 1 週当たり平均受付件数は減少傾向（19 年度約 1,600 件→23 年 4 月約 700 件）

【処理】

- 年金事務所段階での処理をあわせ、20 万件を超える申立てを処理
このうち、約 9 万件について記録を回復
- 関連資料や周辺事情の幅広い収集、丁寧な意見陳述の実施など、公正かつ丁寧な事案処理に努力
- 事案処理の促進にも努力（事案処理に要する期間を短縮）
- 「ねんきん特別便」を契機とした申立ての処理をほぼ終え、現在は「ねんきん定期便」を契機とする申立ての処理が中心

<データ>

- * 委員会・部会の開催回数 発足以来の約 4 年間に全国で 30,717 回
- * 体制の拡充 （設置当初）委員 約 340 人 事務室職員 約 460 人
（23 年度） 委員 約 950 人 事務室職員 約 1,900 人

- * 申立て受付件数 225,405 件（23 年 5 月末現在）
- * 再申立て件数 3,893 件（23 年 5 月末現在） 19 年度受付 11 件→22 年度受付 1,751 件
- * 処理件数 188,508 件（23 年 5 月末現在）
このほか、年金事務所段階で処理 12,973 件（23 年 3 月末現在）
→ 合計で 201,481 件の処理を終了
- * 第三者委員会で記録訂正が必要と判断（総務大臣が記録訂正をあっせん）
85,237 件（23 年 5 月末現在） あっせん率約 48%
このほか、年金事務所段階で記録回復 4,553 件（23 年 3 月末現在）
→ 合計で 89,790 件について記録回復
- * 未処理件数 20 年 8 月：約 46,000 件 → 23 年 5 月末：約 24,000 件
（処理率約 89%。22 年度に受け付けた事案も約 68% 処理）
- * 事案処理に要する期間（全国平均）
21 年 4 月調査：約 8 か月 → 23 年 3 月調査：約 5 か月

これまでの調査審議の実績を踏まえた年金記録確認に係る今後の課題

1 調査審議からみた年金記録確認に係る課題

- 第三者委員会が設置された後に記録された新しい厚生年金の年金記録についても約 8,000 件の申立てがなされ、その大部分が記録訂正が必要と判断
⇒ 現在も引き続き、誤った年金記録が発生している状況

(新しい厚生年金の記録に関する事案に見られる主な漏れや誤り)

- * 賞与届の届出漏れ
- * 賞与額の誤り
- * 標準報酬月額 of 届出漏れ、誤り

(漏れや誤りが生じる背景等)

- * 事業主は、適正な年金記録の届出の責務と、それに応じた保険料負担義務について、利害対立の側面を有する場合がある
- * 届出に関する制度や仕組みが複雑でわかりにくい
- * 事業所で年金事務に携わる者の意識が必ずしも高くない
- * 年金記録の自己確認については、個々の知識や関心度の差などの制約や限界
- * 被保険者が標準報酬月額等の改定等を請求する仕組みが現行の厚生年金保険法に規定されていない

【申立事案からみた年金記録確認に係る課題】

① 新たな年金記録の誤りの発生を防ぐこと

- ・ 誤りが生じる原因の分析・問題の所在の検討を踏まえて、誤りの発生防止策・生じた誤りの迅速な発見・訂正策を講じ、強化することが必要
- ・ その際、運用上の対応のほか、必要な場合は制度の見直しを行う必要

② 年金記録の自己確認を支える仕組みを充実すること

- ・ 個人差があることを踏まえ、年金記録の自己確認を支援・促進する取組が必要
 - * 被保険者等からの相談の場の増加
 - * 給与明細書の標準報酬月額の記載などの被保険者への分かりやすい情報提供
 - * 学校教育や企業内の年金研修の推進 など
- ・ 現行の厚年法に、被保険者が標準報酬月額等の改定等を請求する仕組みが規定されていない点について見直しが必要

これらの課題への具体的な対応策について、関係省庁・機関における検討・実施を期待

2 新たな年金記録確認体制の構築

21年6月に取りまとめた前回報告書において、今後の年金記録確認体制の構築について政府における検討を期待する旨述べたが、その後の政府における検討では具体的な結論を得るに至らず、引き続き調整中

- 第三者委員会は、総務省に臨時のものとして緊急に設置された機関としての役割は十分に果たしてきたと思われる
- 第三者委員会設置後の状況の変化を踏まえると、新たな年金記録確認体制の構築が必要

* 第三者委員会の約4年に及ぶ活動の結果、

- ① 事案処理の先例の発出が終了し 20 万件を超える事案処理が蓄積
- ② 「ねんきん特別便」を契機とした申立て及びその処理はおおむね終了

* 一方で、

- ① 最近の申立ては、今後も継続的に加入者に送付される「ねんきん定期便」を契機としたものが中心
- ② 厚生年金事案においては、現在も引き続き誤った年金記録が発生

【新たな年金記録確認体制の構築】

- * より一層優れた年金記録確認の仕組みとすることが可能
- * 年金行政に対する国民からの信頼の確保に資する

① 一層迅速かつ効率的な事案処理

- ・ 一義的には行政機関が記録訂正の要否を判断し、それに不服がある場合には合議制機関に判断を求める二審制的な仕組みを導入することで、最終的な判断の公正・中立性、第三者性を現状と同様に担保しつつ、一義的な結論を出すまでの期間を現状より短縮
- ・ 合議制機関の体制も現状より縮小可能

② 体制の一元化による効果的な取組

- ・ 総務省及び厚生労働省の2省にまたがる二元体制を、年金行政の体系の下に一元化することで、年金記録確認の取組全体をより効率的・効果的に実施

③ 司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組み

- ・ 第三者委員会の判断（＝総務大臣の行うあっせんの案の作成）について訴訟を提起しても、あっせんは事実上の行為に過ぎないため、却下される傾向
- ・ 新たな体制の構築により司法手続も考慮に入れた仕組みとすることも可能

以上を踏まえ、新たな年金記録確認体制の構築について政府において早急に検討を進め、必要な対応をとるよう強く要請